

東京慈恵会医科大学西部医療センター 面会規程

(目的)

第1条 本規程は東京慈恵会医科大学西部医療センターにおける入院患者への面会について必要な事項を定め、入院患者に精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また患者および院内の安全を確保することを目的とする。

(基本原則)

第2条 入院中の患者とその家族等との面会は、患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることを踏まえ、当院は感染防止対策等の正当な理由がない限り、面会を妨げない。

(面会可能場所)

第3条 面会が可能な場所は病室内及び病棟内ロビーフロアとする。

(面会受付)

第4条 病院休日・夜間受付にて面会申込書を作成の上、受付を行う。面会受付を終えた者は所定の面会証を首からかけ面会を行う。

(面会制限)

第5条 入院患者への感染防止等を目的に、以下に該当する者は面会を制限する。

- (1) 面会受付時の体温 37.0℃以上
- (2) 面会日を含めた1週間以内に 37.0℃以上の発熱、かぜ症状（鼻水、咳、咽頭痛、喉の不快感）、胃腸炎症状（吐き気、嘔吐、下痢）、発疹、目の充血の症状を有する
- (3) 新型コロナウイルス感染症罹患後1週間以内
- (4) インフルエンザ罹患後1週間以内
- (5) 面会する日を含め1週間以内に第8条（1）～（2）の症状を有する者が同居人又は身近にいた場合
- (6) 新型コロナ感染症ウイルス感染症罹患後3週間以内である者が同居人又は身近にいた場合
- (7) インフルエンザ罹患後2週間以内である者が同居人又は身近にいた場合
- (8) 12歳以下（小学生以下）のお子様
- (9) 上記有症状に加え、周辺地域における新興感染症等の発生状況により、感染拡大防止を目的に病院が面会制限の必要性を判断した場合。

(面会時の遵守事項)

第6条 面会を行う者は以下を遵守する。

- (1) マスク着用
- (2) 病院内・病室内入室時の手指衛生(手指消毒・手洗い)実施
- (3) 面会后3日以内に第7条で掲げる症状が発生した場合の面会病棟への連絡
- (4) 面会中の飲食禁止
- (5) 病院が定める本規程

(周知方法)

第7条 本規程は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う

- (1) 入院時の説明及び面会受付時
- (2) 院内掲示
- (3) 病院ホームページ掲載

附則

本規程は令和8年6月1日より施行する。